

CONTENTS

●労働法コラム	賃金(1)	弁護士 大武英司
●知的財産権コラム	商標権 一商標権者に対する攻撃方法(商標権の消滅)	弁護士 森田博貴
●事故コラム	交通事故でむち打ちになった方のために	弁護士 黒崎裕樹
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	デルタ航空日本支社長 森本大氏の講演会のご報告	事務員 黒岩葉子

TOPICS ✨ 労働法コラム

第5回
賃金(1)

弁護士
大武英司



去る7月28日に当事務所主催の労務対策徹底強化セミナーの第2回を実施し、賃金についてご説明させていただきました。今月からしばらくは賃金をめぐる問題についてのコラムといたします。

賃金をめぐる問題を考えるにあたっては、まず「労働者」とは何かを検討することが必須となります。労働基準法は、労働者を「職業の種類を問わず、事業又は事務所…に使用される者で、賃金を支払われる者」と定義しています。この定義にあてはめる際に特に問題となるのは、①「使用される」とはどういう状況を指すのか、②「賃金」とは何を指すか、の2点になります。今月のコラムではこの①の問題を考えてみます。

さて、雇用契約の本質は、労働者が労働に従事すること自体を約束するものであり、使用者が労働の具体的なやり方や内容について指揮命令をし、労働者はそれに従うという点にあります。この関係を「使用従属関係」といいます。

使用従属関係の有無は、労務給付の実態に即して判断されます。具体的には、(1) 仕事の依頼に対して労働者に諾否の自由があるか、(2) 勤務時間、勤務場所、業務遂行について使用者の指揮命令に拘束されるか、(3) 会社の服務規律が適用されるか、(4) 労務提供に代替性があるか、(5) 報酬の性格が労務給付としての対価性を有しているか（源泉徴収を

実施しているか）等が総合考慮して判断されます。

使用従属関係の有無が争われ、労働者でないと判断した判例としては、次のようなものがあります。

業務用機材であるトラックを自己所有しガソリン代、修理費、高速料金を負担していたこと、運送業務遂行に必要な指示以上の指示命令は受けていなかったこと、時間的場所的拘束が緩やかであったこと、報酬が出来高払いであり事業所得扱いをしていたことなどが考慮され「労働者」にあたらないとされた例があります。

また、大工が工務店から指揮命令を受けていたとは評価できず、報酬は仕事の完成に対し支払われたものであり、自己使用の道具を持ち込んでいることなどが考慮されて労働者性を否定した判例もあります。

使用者側としましては、賃金をめぐるトラブルに遭遇した場合、未払賃金があるのかを検討する以前に、そもそも賃金支払の対象となるのかを検討することが何より必要です。使用従属関係がない場合には「労働者」とはいえないことから、もはや残業代や割増賃金といった「賃金」固有の問題は生じないこととなります。

いざトラブルが生じた場合であっても、未払賃金の問題であると即決せずに、是非当事務所にご相談ください。

第10回 商標権 － 商標権者に対する攻撃方法(商標権の消滅) －

弁護士
森田 博貴



1 総論 (各種審判と異議申立て)

今回は、商標権者に対する攻撃方法をテーマにいたします。商標権が、特許庁の登録により発生する権利であることはこれまで何度も言及してきたことですが、今回は、その登録を消すことにより、商標権を消滅させるための手続を解説させていただきます。

まず、商標権を消滅させる方法として、下記3つの制度が用意されています。

(1) 無効審判、(2) 取消審判、(3) 異議申立て

さらに、取消審判には、下記5つの類型が存在します。

(1) 不使用取消審判、(2) 商標権者の不正使用による取消審判、(3) 商標権の移転により出所の混同が生じた場合の取消審判、(4) 使用権者の不正使用による取消審判、(5) 同盟国の代理人等の登録による取消審判

これらはいずれも特許庁への請求ないし申立てとなります。

2 無効審判と取消審判

無効審判、取消審判はともに「審判」です。審判というのは、特許庁の判断(審決)が下される手続です。ただし、特許庁は、行政府に属する機関に過ぎず、司法府ではありません。したがって、法令解釈や事実認定に関する最終判断権があるわけではなく、特許庁が下した判断(審決)に不服がある当事者は、当該審決を対象に、裁判所に対し、審決取消訴訟を提起することができます。なお、審決取消訴訟は、東京と大阪にある知的財産高等裁判所の専属管轄となるので、鹿児島地裁や東京地裁に訴えを提起することはできません。

審判の手続は、特許庁に審判請求書が提出され、これに対し、商標権者(被請求人)が答弁書を提出して反論します。このように、審判は、当事者がそれぞれ主張を展開する形式(二当事者対立構造)に沿って追行されることとなります。

無効審判とは、登録された商標が、たとえば普通名称や先行周知利用等の理由により、本来登録されるべきでなかったとの主張を第三者が行うことで、一度登録された商標権の効力を、遡及的に消滅させる手続です。無効審判を訴えること

ができるのは、利害関係人、たとえば、侵害者として警告を受けたような者が請求できることとなります。

取消審判は、登録の時点では誤りはなかったものの、その後に、登録商標を一定期間使用しなかったり、あるいは、品質誤認を生じさせる不正な使用が行われた場合に、事後的に商標登録を取り消すものです。無効審判とは異なり、登録後の事情を理由として、商標権を消滅させるものなので、遡及効はなく、取消しの審決が確定した後に商標権の効力を消滅させるに過ぎません。

3 異議申立て

審判以外の方法で商標権を消滅させるものとして、異議申立てという手続が存在します。異議申立てができるのは、商標が登録され公開広報に掲載させてから2ヶ月以内です。主張できる異議事由は、無効審判に関するものとほぼ同じです。異議申立ての審理方法も、審判と同様、特許庁審判官の合議により判断されます。無効事由と異議申立ては非常に似た制度ではありますが、その制度趣旨を異にします。すなわち、無効審判は侵害と主張された者の対抗手段として有効であり、これに対し、異議申立ては、登録された商標がされるべきでなかったとの主張を2ヶ月以内に限り認めるものです。

セミナー・講演実績

先月28日(木)に、「賃金」、特に「残業代」をテーマとしたセミナーを開催いたしました。ご多忙の中、30名を超える事業主様にお越しいただき、心より感謝しております。この場を借りてあらためて御礼申し上げます。インターネットの普及に伴う情報取得の容易化、被用者の権利意識の高まりを受け、労使間の紛争件数は、ここ10年で3倍以上に増えております。この度は、そうした状況を踏まえ、将来の未払残業代請求に備え、会社が採り得る予防策のご提案と、その仕組みを理解するのに必要となる知識について、解説させていただきました。本セミナーが、皆様が営まれている事業の永続的な発展に向け、少しでもお役に立てれば幸いです。

事故コラム

第6回
交通事故でむち打ちになった方のために弁護士
黒崎 裕樹

この記事をお読みの方の中で交通事故に遭った方はそう多くはないと思います。

交通事故に遭った方の中でも、骨折以上の傷害を負った方はより一層少ないのではないのでしょうか。

多くの方は、交通事故に遭ったとしても、いわゆる「むち打ち」症にとどまっているはずです。

実際に警視庁の統計から計算してみると、交通事故によって軽傷を負った人のうち頸部や腰部を受傷した人を「交通事故でむち打ちになった人」と定義すると、その割合は全体の中で約63%にも上ります。

この「むち打ち」症というのは非常に厄介で、頸部が過屈曲過伸展を引き起こした際に頸部の筋肉を網羅する微細な毛細血管を損傷することが多く、その結果、疼痛・頭痛・めまい・耳鳴り・吐き気・目のかすみ等の多様な症状を発症し、労働能力にも様々な支障を来すことが多いのですが、それにもかかわらず、その病因も症状の内容も、他覚的な検査所見には現れないことが多いのです。

そのため、交通事故被害者は「交通事故によって受傷し様々な症状が残存した」ことを立証しないとけないのですが、「むち打ち」症の場合には、この立証に難儀するのです。

その最初のハードルが、後遺障害等級の認定申請です。「むち打ち」症の場合、想定される後遺障害等級は12級13号か14級9号ですが、12級13号は画像所見がある場合に想定される等級ですので、本稿では14級9号に限定してお話します。

「むち打ち」症が14級9号に認定されるか否かの一番の基準は「『交通事故によって受傷し様々な症状が残存した』と信じていることができるかどうか」に尽きると考えています。そのため、例えば、事故に遭ってから最初に病院に行くまでの間に3日以上の日が空いてしまったり、事故日からだいぶ経過してから治療日数が増えていたり、車両の損

傷が殆ど無かったり、年齢が極端に若かったり年配だったり、もともと病気を抱えていたり、治療期間中に突然新たな症状が出てきたり、といった方については、「『交通事故によって受傷し様々な症状が残存した』と信じていることができない」ため後遺障害等級は非該当という結論が下ることが多いです。

もっとも、その審査の過程や基準はブラックボックスであり、ここで申し上げていることは経験則に基づくものですので、ここで申し上げているとおりにならないこともあります。

しかし、当事務所が、多数の事例から集積された経験則に基づいて後遺障害等級の認定申請を行ったところ、加害者側の保険会社任せにしていた場合よりも大幅に等級認定率が上がっていることも確かです。

後遺障害等級が認定されないと、痛いのに十分な補償を得ることができない、という事態になってしまいます。

我々は結果をお約束することはできませんが、多数の事例から得た経験則をもとに、「本当に痛いならこうしたほうがいい」というアドバイスをすることができます。

今月、所内の勉強会で、複数の事例をもとにメンバー間で情報の共有や意見交換を行い、どのような事例であれば「交通事故によって受傷し様々な症状が残存した」と信じてもらえるのかを議論しました。

その結果、様々な経験則が適宜集積されていっています。今後も、多数の事例を集積して研鑽に励み、一人でも多くの交通事故被害者を救済していきます。

\ 法人・事業主向け /

セミナー開催の
お知らせ3回で
全て分かる!

労務対策徹底強化セミナー

最終回は11月の開催です。お誘い合
いのうえ奮ってご参加くださいませ。

第3回 「ハラスメント～会社を悩ます社員への対策～」

開催日時 11月17日(木) 18:30～20:30 講師 戸田 晃輔 (当事務所弁護士)

会場：ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F「HIMAWARI」 参加費：10,000円 顧問先様は参加費無料!

毎回好評を得ております労務セミナーも、いよいよシリーズ最終回となります。皆さま、ぜひご参加ください!!
弊所ホームページ「セミナー・講演実績」でもご確認いただけます。

参加申込・お問合せ

☎ 099-822-0764
(セミナー担当：宮原)✉ メールフォーム
http://www.kotegawa-law.com/contact/

\ 事故専門部からのお知らせ /

ホームページ
続々更新中!バイクによく乗られる方も多いと思いますが、事故にはくれぐれもお気を付けてください。
事故に遭遇した場合はこちらのページをご覧ください。

WEB http://www.kagoshima-kotsujiko.com/530/

事務員コラム

講演会のご報告



事務員 黒岩 葉子

今回は、先月開催いたしました弊所主催の講演会の様子をご報告いたします。

2016/7/1

講演会のご報告

7月1日に城山観光ホテルエメラルドホールにて、デルタ航空日本支社長森本大氏をお招きしての講演会を開催いたしました。

今回の講演会では、現職のデルタ航空はもちろん、(株)ニッセン、日本コカ・コーラ(株)などの大手企業で要職を務めた森本氏が、どのように経営課題を掘り出し、解決のためにいかに取り組んできたかを具体的な事例に沿ってお話いただきました。

ご聴講いただいた皆様からも、「経営課題を突破・解決していくためのヒントを得た」、「森本氏のバイタリティ溢れる経営姿勢に刺激を受けた」などのご感想を多く頂戴し、盛況のうちに終了することができました。

夕刻のお忙しい時間帯にも関わらず、顧問先企業様を始め、沢山のお客様にお越しいただき、所員一同改めて感謝申し上げます。今後も弊所では、年に一度、ビッグゲストを招いての講演会を行っていきたくと考えておりますので、是非ご期待くださいませ。

セミナー・講演のご依頼受付中

当事務所では、専門分野についての講演・セミナー活動を積極的に行っております。様々な目的に対応いたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせくださいませ。



デルタ航空日本支社長 森本大氏



弊所代表弁護士 古手川よりご挨拶

SEMINAR DATA

待ったなしの業務改革!
～経営課題を突破するために～講師 森本 大氏(デルタ航空日本支社長)
主催 弁護士法人グレイス

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名： _____ ご相談希望日： _____

ご担当者名： _____ ご相談内容： _____

ご連絡先TEL： _____

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります弁護士法人グレイス
E-mail info@grace-law.jp
http://www.kotegawa-law.com〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 1F 1111
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布2243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784